公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 大阪自動車税事務所 | 借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 所在地 | 借用数量 | 借用目的 | 年間借用料 | 借用期間 | | 土地 | 和泉市上代町 | 507.52㎡ | 和泉分室庁舎等敷地 | 1,010,979円 | 令和５年４月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 寝屋川市高宮  栄町13-２ | 235.72㎡ | 自動車税賦課徴収事務 | 10,032,000円 | 平成22年１月１日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 大阪市住之江  区南港東３－  ３－58 | 8.14㎡ | 軽自動車税（環境性能割）賦課徴収事務 | 753,720円 | 平成17年11月７日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 和泉市伏屋町  １丁目13-３ | 14.26㎡ | 軽自動車税（環境性能割）賦課徴収事務 | 1,081,020円 | 平成29年７月18日から  令和６年３月31日まで | | 建物 | 高槻市大塚町  ４－20－２ | 13.14㎡ | 軽自動車税（環境性能割）賦課徴収事務 | 950,400円 | 平成３年３月16日から  令和６年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （借用財産）  第18条　部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  ２　登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  【公有財産事務の手引】  第２章　公有財産の取得  第３節　借用  府が行政遂行の手段として､他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約､使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を１年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。 |
| 措置の内容 | | |
| 検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。  今回の原因は、当該事務処理について、公有財産事務担当者及び担当課長の認識が不足していたことによるもの。本件を受け、公有財産事務を担当する課内において、改めて大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を行った。また、年度末及び年度当初業務チェック一覧に公有財産台帳確認業務を記載し、担当者だけでなく課内複数人で確認するよう改善した。  今後は、借用財産の期間更新と合わせて公有財産台帳に登載するなど、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。 | | |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年10月１日から令和７年１月31日まで）